

滋賀県大規模小売店舗立地法届出等事務手続要綱新旧対照表

旧	新
<p>(事前説明)</p> <p>第2条 県は、法第5条第1項、法第6条第2項ならびに法附則第5条第1項および同条第3項の規定による届出を行う者に対し、あらかじめ様式1を参考にして大規模小売店舗出店計画概要書(以下「出店計画概要書」という。)を作成し、滋賀県商工観光労働部商業観光振興課および当該大規模小売店舗の所在地の属する市町(以下単に「市町」という。)に内容を説明することを求めるものとする。</p> <p>2 県は、設置者に対し、前項の出店計画概要書を滋賀県商工観光労働部商業観光振興課あて1部及び市町あて1部の提出を求めるものとする。</p> <p>3 県は、設置者に対し、当該大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合(以下「広域案件」という。)は、当該市町にも内容の説明および第1項の出店計画概要書を当該市町あて各1部の提出を求めるものとする。</p>	<p>(事前説明)</p> <p>第2条 県は、法第5条第1項、法第6条第2項ならびに法附則第5条第1項および同条第3項の規定による届出を行う者に対し、あらかじめ様式1を参考にして大規模小売店舗出店計画概要書(以下「出店計画概要書」という。)を作成し、滋賀県商工観光労働部商業観光振興課および当該大規模小売店舗の所在地の属する市町(以下単に「市町」という。)に内容を説明することを求めるものとする。</p> <p>2 県は、設置者に対し、前項の出店計画概要書を滋賀県商工観光労働部商業観光振興課あて1部及び市町あて1部の提出を求めるものとする。</p> <p>3 県は、設置者に対し、当該大規模小売店舗の敷地境界から1キロメートルの範囲内に県内の他の市町の区域が含まれる場合(以下「広域案件」という。)は、当該市町にも内容の説明および第1項の出店計画概要書を当該市町あて各1部の提出を求めるものとする。</p> <p>4 <u>県が制定した「大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドライン」における大規模小売店舗の立地に関する事前協議の方針に基づき、設置者が同方針に定める事前届出書等の提出および事前説明会の開催を行う場合については、本条第1項から第3項までの規定は、適用しない。</u></p> <p>附則：<u>この要綱は平成21年4月1日より施行する。</u> <u>平成21年3月31日以前に受理した届出については、なお従前の例による。</u></p>

